

会計基準、中小企業会計指針及び法人税法上の取扱いに関する比較

項 目		会 計 基 準	中小企業会計指針	法人税法上の取扱い
収 益 及 び 費 用	商品等の売買、 役務の提供	収益は実現主義、費用は発生主義	同左。	原則は会計基準に同じ（引渡基準、 出荷、検収等）。費用は債務確定主義。
	工事収益	完成基準又は進行基準	規定なし	長期大規模工事は進行基準、それ以 外は完成基準又は進行基準
	利子	発生期間で認識（一定期間延滞の利息 は既発生分を含め不計上）	規定なし	発生期間で認識（一定の事実が生じ た場合は利息は不計上も可）
	製造原価	原価計算基準（実質的に企業の計算 による）	規定なし	原則として企業の計算による
棚卸資産の評価		原価法又は低価法。但し、著しい下 落は評価損計上	原則は原価法、著しい下落は評価損 計上（低価法も可）	原価法又は低価法。但し、災害、陳腐 化等による減額は可
金銭債権債務		債権金額と取得価額が異なる場合は差 額を期間配分	債権金額と取得価額が異なる場合も取 得価額での計上も可	会計基準に同じ
デリバティブ		時価評価。評価差額は原則として損 益計上。 ヘッジ会計が適用される。	時価評価。評価差額は原則として損 益計上。 ヘッジ会計が適用される。	時価評価。評価差額は原則として損 益計上。 ヘッジ会計が適用される。
外貨建取引		二取引基準で収益及び金銭債権債務を 認識。債権債務は期末レートで換算。 ヘッジ会計、振当処理も容認	同左	二取引基準で収益及び金銭債権債務 を認識。短期金銭債権債務は期末時レ ート、長期金銭債権債務は原則取得時 レート（届出により決算時レート）で 換算。ヘッジ会計、振当処理も容認

有価証券	売買目的	時価評価し、評価差額は損益計上	同左	同左
	満期保有債券	償却原価法	同左	同左
	子会社株式等	取得原価	同左	同左
	その他有価証券	時価評価し、評価差額は資本の部に計上 但し、著しい時価下落は減損処理	原則は、時価評価し評価差額は資本の部に計上。有価証券が多額でない場合には取得原価で計上も可。但し、著しい時価下落は減損	取得原価で計上。著しい時価下落の場合は評価損を容認
経過勘定	期間損益計算において経過勘定（前払費用、前受収益、未払費用、未収収益）を計上する。	原則は同じ。1年以内の前払費用は現金主義で費用処理可。	原則は同じ。	
固定資産の減価償却	定率法、定額法等により每期継続して減価償却を行う。	同左。	減価償却は任意。損金経理した額のうち法定償却限度額以内で損金算入。	
固定資産の減損	将来のキャッシュ・インフロー見込額が帳簿価額に満たない場合に、使用価値又は時価まで減損処理	予測できない物理的・機能的減損が生じたときは減損処理。使用状況により減損処理が必要な場合がある。	物理的減損は損金算入。	
ソフトウェア	研究開発用は費用処理。社内利用及び製品マスターは無形固定資産に計上して減価償却。	同左	原則は会計基準に同じ。特定の研究開発用のものは固定資産とする。	
ゴルフ会員権	実務指針により一定の減損処理	重要性が大きい場合は、時価の著しい下落又は財政状態の著しい悪化により減損処理	評価損は損金不算入。	

繰延資産		研究開発費は原則費用処理。	研究開発費は費用処理が望ましい。	研究開発費は原価算入しないことができる。 税法特有の繰延資産がある。
引当金	貸倒引当金	一般債権は貸倒実績率。貸倒懸念債権は DCF 又は担保を除き個別見積額。破産更生等債権は担保を除く全額。	原則は会計基準。法人税法上の貸倒引当額が取立不能見込額を明らかに下回っている場合を除き、税法の繰入限度額でも可。	一括評価債権は実績率による。個別評価債権は回収可能額を控除した残額、一定の要件による
	賞与引当金	翌期支給額中、当期に属する期間に相当する額は引当計上	同左。簡便計算可	損金不算入
	退職給付引当金	退職給付会計基準による（確定給付型の退職給付は、給付債務の現価額から年金資産時価を控除した額を引当計上。確定拠出型の退職給付は掛金を費用計上）	確定給付型は、期末要支給額ベースで引当計上可。	引当金は損金不算入。確定拠出型の退職給付は掛金を損金算入。
	修繕引当金	企業会計原則により引当計上	重要性のあるものは引当計上	損金不算入
税効果会計		税効果会計基準による（回収可能性の判断は実務指針による）	重要性がない場合は適用しない。繰延税金資産は回収可能性を厳格に検討	—
注記事項		会計基準又は証券取引法の規定による注記	商法（会社法）施行規則による注記	—